平成21年度		限度額を超えた随意契約情報一覧表			表	部局名:議会事務局 H22.2.28 現在		現在
番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	 契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	議会事務局	議会事務局	H21.4.1	平成21年度議会受付業務等委託料	5,630,000	長崎市江戸町2-13 長崎県議会議員互助会 会長 三好 徳明	本業務は、議会受付や来客対応等、本来県で行うべき公的業務であり、議会事務局との連携を要し、円滑に議会運営を行うためのものであることから、議員を構成員とする団体であり、円滑な議会運営を図ることを目的とした長崎県議会議員互助会を委任先として委任契約を行うものである。	
2	議会事務局	議会事務局	H21.4.6	平成21年度議会広報「ながさき県議会」 掲載料	3,763,200		多〈の県民に周知を図るため、県下販売部数第2位 である西日本新聞を選定するものである。	第167条の2第1 項第2号
3	議会事務局	議会事務局		平成21年度議会広報「ながさき県議会」 掲載料	4,394,586	長崎市茂里町3-1 株式会社 長崎新聞社 代表取締役社長 木村 忠廣	多〈の県民に周知を図るため、県下販売部数第1 位である長崎新聞を選定するものである。	第167条の2第1 項第2号
4	議会事務局	議会事務局	H21.4.6	平成21年度議会広報「ながさき県議会」 掲載料	892,500	長崎市万才町8-22 株式会社 朝日広告社 長崎 支社 支社長 岩永 淳	一般家庭においては、一紙のみ新聞購読をしている場合が多いと考えられ、限られた広報回数(4回)と予算の中で多くの県民に周知を図るため、全国紙である読売新聞、朝日新聞及び毎日新聞の3紙の中から、順次1紙を選定することとしており、今回は、朝日新聞を選定するものである。	第167条の2第1 項第2号
5	議会事務局	議会事務局	H21.4.1	平成21年度速記業 務等	(単価契約) 28,000~31,000円		現場での速記や即時反訳に対応できる有資格者を 多数有する会社が、県内には1者のみであり、契約 の相手方が特定されるものである。	第167条の2第1 項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	型約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	議会事務局	議会事務局	H21.4.8	会議録検索システム 用データ作成業務委 託	(単個类約)	長崎市出島町11-13 西日本電信電話株式会社 長崎支店長 東伸之	本システムの会議録検索ソフトは、(株)会議録研究 所のソフトを採用しており、検索データの作成は同 研究所のみが行えるものである。 同研究所の代理店が県内には1者のみであり、契 約の相手方が特定されるものである。	第167条の2第1 項第2号
7	議会事務局	議会事務局		平成21年度議会広報「ながさき県議会」 掲載料	807,990	長崎市築町1-7 株式会社 長崎毎日広告社 代表取締役 湯池 秀哉	一般家庭においては、一紙のみ新聞購読をしている場合が多いと考えられ、限られた広報回数(4回)と予算の中で多くの県民に周知を図るため、全国紙である読売新聞、朝日新聞及び毎日新聞の3紙の中から、順次1紙を選定することとしており、今回は、毎日新聞を選定するものである。	第167条の2第1 項第2号
8	議会事務局	議会事務局	H21.9.7	平成21年度議会広報「ながさき県議会」 掲載料	855,288	長崎市勝山町37 株式会社 読売広告西部 長 崎支社 支社長 糸井 豊	一般家庭においては、一紙のみ新聞購読をしている場合が多いと考えられ、限られた広報回数(4回)と予算の中で多くの県民に周知を図るため、全国紙である読売新聞、朝日新聞及び毎日新聞の3紙の中から、順次1紙を選定することとしており、今回は、読売新聞を選定するものである。	第167条の2第1 項第2号
9	議会事務局	議会事務局	H21.12.1	平成21年度議会広報「ながさき県議会」 掲載料	892,500	長崎市万才町8-22 株式会社 朝日広告社 長崎 支社 支社長 横尾 和広	一般家庭においては、一紙のみ新聞購読をしている場合が多いと考えられ、限られた広報回数(4回)と予算の中で多くの県民に周知を図るため、全国紙である読売新聞、朝日新聞及び毎日新聞の3紙の中から、順次1紙を選定することとしており、今回は、朝日新聞を選定するものである。	第167条の2第1 項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円